

法科大学院評価基準要綱新旧対照表（抄）（平成29年度実施分）

改定案	現行	改定理由
第2章 教育内容	(同左)	
2-1 教育内容	(同左)	
<p>2-1-1：重点基準</p> <p><u>法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。</u></p> <p>すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。</p>	<p>2-1-1：重点基準</p> <p>教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。</p>	<p>学校教育法施行規則の改正に伴い、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを策定する必要があることを基準に加えた。</p>

改定案	現行	改定理由
第9章 管理運営等	(同左)	
9-1 管理運営の独自性	(同左)	
<p>9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。</p> <p>また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。</p>	<p>9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。</p>	<p>大学院設置基準の改正に伴い、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設ける必要があることを基準に加えた。</p>
<p>解釈指針9-1-2-1 「教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。</p> <p>（1）個々の教職員すべてに対して一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではなく、実施する研修の具体的な対象や内容、形態等については、当該法科大学院において、その特性や実態を踏まえ、各教職員のキャリアパスも見据えつつ、計画的・組織的に判断されるべきこと。</p> <p>（2）当該法科大学院による独自の研修その他の取組の実施を義務付ける趣旨ではなく、当</p>	(新設)	<p>基準9-1-2で規定する研修その他の取組は、当該法科大学院独自の研修その他の取組の実施を義務付ける趣旨ではないこと、すべての教職員に対して一律に研修の機会を設けることを義務付けることではないこと、実施内容や形態は各法科大学院において多様な内容及び方法が考えられることから、特性や実態を踏まえ、各法科大学院が適切に判断して実施すべきことであることなどを補足するため、解釈指針を新たに設けた。</p>

改定案	現行	改定理由
<p><u>該法科大学院を置く大学が全学的に実施する研修その他の取組をもって法科大学院の研修その他の取組に代えることを妨げるものではない。</u></p> <p><u>(3) 当該法科大学院や当該大学以外の関連団体等が実施する研修その他の取組に教職員が参加する機会を設けること。</u></p>		
第 1 1 章 自己点検及び評価等	(同左)	
1 1 - 2 情報の公表	(同左)	
<p>1 1 - 2 - 1</p> <p>法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。</p>	(同左)	
<p>解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1</p> <p>法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。</p> <p>(1) 設置者に関すること</p> <p>(2) 教育の理念及び目標に関すること</p> <p>(3) 教育上の基本組織に関すること</p> <p>(4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること</p> <p>(5) 入学者受入方針、適性試験の利用方法、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他</p>	<p>解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1</p> <p>法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。</p> <p>(1) 設置者に関すること</p> <p>(2) 教育の理念及び目標に関すること</p> <p>(3) 教育上の基本組織に関すること</p> <p>(4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること</p> <p>(5) 入学者受入方針、適性試験の利用方法、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他</p>	<p>学校教育法施行規則の改正に伴い、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを策定する必要があることとされたことから、公表する必要がある事項に加えた。</p>

改定案	現行	改定理由
<p>入学者選抜に関すること</p> <p>(6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること</p> <p>(7) <u>法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針</u>、標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p> <p>(8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること</p> <p>(9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること</p> <p>(10) 授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること</p> <p>(11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>(12) 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること</p>	<p>入学者選抜に関すること</p> <p>(6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること</p> <p>(7) 標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p> <p>(8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること</p> <p>(9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること</p> <p>(10) 授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること</p> <p>(11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>(12) 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること</p>	

※ 平成29年度実施の法科大学院認証評価及び年次報告書等の調査より適用。